

農地を
相続した
ときは…

〔農地の相続等の届出のお願い〕

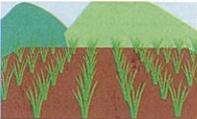
地元の農業委員会に届出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

耕作放棄地の再生・利用を支援します！ (対象は農振農用地区域内の耕作放棄地)

「荒れた農地の再生」を支援		<ul style="list-style-type: none"> ○荒れ具合に応じ 3万円又は 5万円 / 10アール ○重機等を用いた再生作業の経費の 1/2 を補助
「土づくり」を支援		<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ最大 2年間 5万円 / 10アール (2.5万円×2年)
「営農定着」を支援		<ul style="list-style-type: none"> ○作物を作付ける場合 2.5万円 / 10アール * 水田等有効活用促進交付金の対象作物は除く

支援事例

- (事例 1) 耕作放棄地を借りて再生・利用を行う場合
 「荒れた農地の再生・土づくり」_{1年目} → 「土づくり」_{2年目} → 「営農定着」_{3年目} を支援
- (事例 2) 自己所有している耕作放棄地の再生・利用を行う場合 自力での耕作放棄地再生を条件に
 「土づくり」_{1年目} → 「土づくり・営農定着」_{2年目} を支援

その他の支援

加工・販売、施設整備 (営農用ハウス・鳥獣被害防止など) の支援

* 支援の内容の詳細は、曾於市耕作放棄地対策協議会・農業委員会等へお問い合わせ下さい。

“全国農業新聞”の購読を!



全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している「農業者のための情報誌」です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行
定価 月 600 円 (送料を含む)

申し込みは…
曾於市農業委員会事務局 (財部支所内・☎ 0986-72-0947)
末吉分室 (☎ 0986-76-8818)、大隅分室 (☎ 099-482-5959)